

健障サ第 887 号
令和 2 年 4 月 28 日

施設管理者・事業所責任者 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針の運用期間について（依頼）

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます

新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る対応方針については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（令和 2 年 2 月 28 日付健障支第 4054 号）」等でご依頼しているところですが、直近の状況を踏まえ、その運用期間を令和 2 年 5 月 31 日まで延長することといたします。

引き続き、御理解、御協力のほど、よろしくお願いたします。

1 添付資料

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（令和 2 年 2 月 28 日付健障支第 4054 号横浜市健康福祉局障害支援課長）

<日中活動系サービス（通所）・入所施設等>

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係
施設等運営支援係長 水原 電話 671-3607

<障害者グループホーム>

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係
共同生活援助担当係長 品田 電話 671-3565

<障害者地域活動ホーム（法人地活・機能強化）>

<障害者地域活動支援センター作業所型・精神作業所型>

<精神障害者生活支援センター>

<多機能型拠点・短期入所・日中一時支援>

健康福祉局障害施設サービス課地域施設支援係
地域施設支援係長 黒米 電話 671-3821

施設管理者・事業所責任者 各位

横浜市健康福祉局障害支援課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（依頼）

平素より、横浜市の障害福祉行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルスの国内感染が拡大している状況から、次のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

1 イベント、会議、研修等について

3月15日までの間、「市が主催するイベント、会議、研修等」については、下記の「具体的な考え方」に基づき、原則として、中止又は延期とします。また、外郭団体や指定管理者、その他事業所が主催するイベント等についても、本方針に準じて対応いただきますよう、お願い申し上げます。

【検討する際の具体的な考え方】

- ① 濃厚接触（屋内で複数の人が密着、交流、会食等を行う等）のリスクを回避できないものについては、原則中止又は延期とする。
- ② 屋外のイベントについても、会食等を行うものについては原則延期又は中止とする。
- ③ 特に重要なイベントについては、感染症予防対策を十分に行うことを条件に実施する。

2 貸館等について

貸館等は不特定多数の方が利用するため、イベントや会議等と同様に3月15日までの間は、貸出を中止するなどの対応をお願いします。

【貸館等の例】

- 地域交流として地域住民等に貸し出す施設の「地域交流室」や「ホール」等
- 障害者地域活動ホームで実施している「おもちゃ文庫」や「余暇活動支援」等
- 施設で実施している「訓練会」等

3 障害福祉サービス等について

障害福祉サービス（生活介護、短期入所、就労継続支援、グループホーム等）や障害者支援施設、相談支援等を実施する事業者におかれましては、本市や国の通知等を注視のうえ、衛生管理等の感染症拡大防止に十分ご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

裏面あり

※ご不明な点については、3月2日以降に下記担当までご連絡
ください。

<日中活動系サービス（通所）・入所施設等>

健康福祉局障害支援課事業支援係

担当係長 松浦 電話 671-3607

<障害者グループホーム>

健康福祉局障害支援課事業支援係

事業支援係長 品田 電話 671-3565

<障害者地域活動ホーム（法人地活・機能強化）>

<障害者地域活動支援センター作業所型・精神作業所型>

<精神障害者生活支援センター>

<多機能型拠点・短期入所・日中一時支援>

健康福祉局障害支援課在宅支援係

在宅支援係長 黒米 電話 671-3821